

フルハーネス型墜落制止用器具特別教育のご案内

高さが２メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務を行う場合、事業者は安全衛生規則第３６条第４１号の規定により、安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならないとされています。

当支部では、事業者にかわりまして、フルハーネス型墜落制止用器具の知識等に係る特別教育を下記のとおり実施しますので関係労働者の方には、是非、受講いただきたくご案内いたします。

講習日時	11月①	2026年11月20日 9:00～16:30		越前市労働福祉会館 3階ホール 越前市中央 2-5-1 Tel.0778 - 22 - 6041
講習会場	11月②	2026年11月24日 9:00～16:30		
講習科目	「学科・実技の一部科目の省略」の講習は行っておりません（6時間コースのみ） 1. 作業に関する知識（学科1.0h） 2. 墜落防止用具（フルハーネス型のものに限る）に関する知識（学科2.0h） 3. 労働災害の防止に関する知識（学科1.0h） 4. 関係法令（学科0.5h） 5. 墜落防止用器具の使用方法（実技1.5h）			
受講料及び テキスト代 消費税 10%対象	受講料（内消費税）		12,100 円（1,100 円）	
	テキスト代（内消費税）		990 円（90 円）	
	合計（内消費税）	非会員	13,090 円（1,190 円）	
		会員	11,090 円（1,008 円）	
	※当協会の会員については、受講料のうち 2,000 円を補助しています。			
受講手続	(1) 裏面の受講申込書に記入され、受講料を添えてお申込み下さい。 (2) FAXによる申込みの場合は当支部から受講番号を記入した 受講票、請求書を郵送します 。 受講日の2週間前までに受講料を指定口座にお振り込みください。 (振込手数料は、振込者負担でお願いします。)			
申込先	(公社)福井県労働基準協会南越支部 〒915-0814 越前市中央2-5-1 登録番号 T5-2100-0500-0036		TEL : 0778-22-6041 FAX : 0778-22-1406	
振込口座	福井銀行 武生西支店 普通預金 0099441 名義 : シャ)フクイケンロウドウキジュンキョウカインアンエツシブ			
留意事項	(1) 納入された受講料は、原則欠講されても返還しません。但し、受講日の5営業日前迄に連絡頂いた場合は、振込手数料を差引いて返金いたします。やむを得ず受講できない場合は前日までに連絡いただき、他の人がかわって受講されても差し支えありません。 (2) 越前市労働福祉会館には駐車場がありませんので、越前市中央公園前駐車場【無料・徒歩5分】を利用してください。 (3) 講習を履修された方に「修了証」を交付しますので印鑑をお持ちください。 (4) 当協会発行の他の特別教育修了証をお持ちの方は、今回の講習とともに一枚に統合した修了証を交付しますので、 <u>現在所有の修了証の原本を講習日に提出してください</u> 。 (5) 旧姓や通称の併記希望の場合は、戸籍抄本、住民票等確認できる書類が必要です。			

